

会員に関する規則

公益社団法人日本動物福祉協会定款第3章の規定に基づき会員に関する規則を次のとおり定める。

(会員資格)

第1条

本協会に会員として入会しようとする者は、本協会の定款及びその他の諸規定並びに支部が定める規定をすべて承認し、所定の入会申込書に必要な事項を記入して、本協会事務局または住所地に所在する支部を経由して理事会に申し込むものとする。但し、正会員については、理事会の承認を得なければならない。

但し、次の者は会員となることができない。

- (1) 被後見人又は被保佐人或いは保護観察中の者、或いは当該審判の申し立てを受けた者。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に違反した者、或いは同法に違反して何らかの処分を受け、その処分が終了してから3年を経過しない者。
- (3) 前号以外の法令に違反した者、或いは違反により何らかの処分を受け、その処分が終了してから2年を経過しない者。
- (4) 仮差押、差押、競売もしくは破産の申し立てを受け、または自ら破産、民事再生、会社整理、もしくは会社更生法の申し立てをしたとき、若しくは解散又は清算に入ったとき。
- (5) 反社会的勢力である者、反社会勢力との関連性を有するおそれがあると認められる者、もしくは反社会的勢力がその事業活動を支配する者。
- (6) 前各号に準ずると認められる者。

2

会員が前項各号に該当することとなった場合には定款第8条に基づき会員資格を喪失する。

(会員所属)

第2条

会員は、原則として自己の住所のある地域に所在する支部に所属するものとする。

第3条

支部に所属し得ない正当な理由がある会員は、本部に所属することが出来るものとする。

(入会手続き)

第4条

本協会に入会を希望する者は、本協会事務局または住所地に所在する支部へ、入会申込書等必要書類に会費等の必要経費を添えて提出しなければならない。

第5条

支部長は、前条の書類を受けたときは、支部の定める審査基準によって必要な審査をした後に、速やかに当該書類と会費等を本協会事務局へ提出しなければならない。

第6条

支部に所属し得ない正当な理由がある者は、入会申込書と会費等を本協会事務局へ提出しなければならない。

(書類審査)

第7条

本協会事務局は、正会員に係わる前条の入会申込を受けた時には、速やかに理事会へ提出して審査を受けなければならない。

(入会許可)

第8条

理事会は、正会員の入会申込書を審査して支障ないときは入会を許可しその旨を本協会事務局へ伝えるものとする。

(許可通知)

第9条

事務局長は、入会を許可した旨を入会申込者に直接(別途支部長へ通知)、または支部長を通じて伝えるものとする。尚、入会通知は別途支部長に送付する。

(入会不許可)

第10条

理事会は、入会申込書を審査して不許可にした場合には、その旨を事務局長に、不許可にした理由を付して伝えるものとする。

(不許可通知)

第11条

不許可の決定を受けた事務局長は、この旨を不許可の理由を付して入会申込者へ直接(別途支部長へ通知)、または支部長を通じて伝えなければならない。

(会員種類)

第12条

本協会の会員は下記の六種とする。

- (1) 終身会員 本協会の目的に賛同し、期間を終身として、正会員2名以上の推薦を得て入会した個人。

会員に関する規則

- (2) 維持会員 本協会の目的に賛同し、期間を理事会の予め定めるものとして、正会員2名以上の推薦を得て入会した個人。
- (3) 法人会員 本協会の目的に賛同し、正会員2名以上の推薦を得て入会した法人。
- (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために、期間を理事会の予め定めるものとして、入会した個人又は法人。
- (5) 青少年会員 20歳未満の者で、期間を理事会の予め定めるものとして、本協会の目的に賛同して入会した個人。
- (6) 名誉会員 本協会に特に功績があった者又は学識経験者で、または社員総会において推薦された者。

2 前項の会員の内、終身会員、維持会員、法人会員の三種をもって正会員とする。

(会費)

第13条 前条に規定する会員の会費は、以下の通りとする。

- (1) 終身会員140,000円 (1回限り)
- (2) 法人会員50,000円 (年会費1口)
- (3) 維持会員 7,000円 (年会費)
- (4) 賛助会員 3,000円 (年会費)
- (5) 青少年会員1,000円 (年会費)

2 会費支払いの督促にもかかわらず、前項で定める会費を2年以上滞納した場合、定款第8条の規定により会員の資格を喪失する。

3 会費納入期限を当年度末とする。

4 会員としての特典を享受するには当年度の会費を納入済でなければならない。

5 前年度末までに前年度の会費を納入していない会員は、当年度において会員としての議決権を行使し、又は会員としての特典を享受することができない。

6 会費未納年度の翌年度以降に納入された会費は未納年度分から充当され、その会員の権利・特典は、会費納入済の年度から復活する。

7 尚、会費充足方法や特典供与に関し前項並びに前々項と異なる扱いをする場合には、理事会の承認を取得するものとする。

(会員権利)

第14条 会員の権利は次の各号による。

- (1) 正会員は、本協会及び所属する支部の総会に出席し、議決権を行使できる。
- (2) 前条に規定する会員はすべて、本協会が発行する刊行物等の頒布を受け、並びに動物福祉にかかわる各種の情報を受けることができる。
- (3) 前項の権利を享受する場合、一定の条件があるときには、その条件を充たさなければならない。

(会員義務)

第15条 会員の義務は次の各号による。

- (1) 本協会及び支部が定めた諸規定を遵守し、本協会並びに支部の指示に従わなければならない。
- (2) 本協会及び支部が定めた費用を期日までに納入しなければならない。

(罰則)

第16条 本部並びに支部所属の会員が本協会の名誉を傷つけ、または本協会の精神に反する行為をなしたものと判定されたときには、理事長はその旨の通告をなし、本人の弁明を聴取したのち、理事会の決議に基づき、次の各号の処分を行うことができる。

(1) 注意 (2) 始末書提出 (3) 戒告 (4) 退会勧告

2 理事会は前項各号の処分に加え、処分該当者が当協会の会員の名の下において行なう諸活動の停止を期間を定めて命ずることができる。

3 支部所属会員について支部常任委員会において本人の弁明を聴取した後、処分相当との結論に達したときは、処分の程度を付して理事会に送付する。

(規則変更)

第17条 この規則は、理事会の決議を経なければ、変更することができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年1月19日から施行する。
- 2 平成12年6月3日改正。
- 3 平成21年12月8日改正。
- 4 平成23年4月定款変更に伴う定款条項修正

会員に関する規則

5 令和3年7月12日 新定款に基づき理事会にて改訂、施行